

対象工事に関するよくあるお問合せ
 ご不明な点はお問合せください(建築住宅課:82-1166)

No.	質疑	回答
1	防蟻工事は対象になりますか。	対象外です。 ただし、白蟻被害により傷んだ床等を改修する工事は対象になります。
2	畳の表替えは対象になりますか。	対象になります。ただし工事金額の合計が税抜き10万円未満の場合は対象外になります。
3	エアコンの新設工事は対象になりますか。	対象外です。 また、内装工事等でエアコンの脱着が必要な場合も対象外となります。
4	テラス屋根の屋根材のみを交換したいが、対象になりますか。	対象になりますが、お住まいの地域によって、使用できる材料が定められています。法令に適合した仕様で施工してください。詳しくは施工店等にご確認ください。
5	照明器具の電球交換は対象になりますか。	対象外です。容易に脱着できる照明器具の購入及び取り付けは対象外です。
6	汲み取り便槽から合併浄化槽への切り替え工事は対象になりますか。	下水道課が実施する補助金を利用する部分の工事は対象外です。ただし、下水道課の補助対象外となるトイレ改修工事などは対象になります。下水道課の補助対象となる工事部分については、下水道課へご確認ください。
7	老朽化したブロック塀の撤去は対象になりますか。	公衆用道路に面したブロック塀の撤去のみが対象になります。
8	公衆用道路に面していないが、ブロック塀が老朽化しているため改修したい。この工事は対象になりますか。	耐震性を高める改修工事であれば対象になります。改修前と後の平面図・断面図を作成し提出が必要です。また「ブロック塀等の点検表」(HP掲載)も提出が必要です。
9	防犯カメラとディスプレイを設置する工事は対象になりますか。	住宅の壁等に固定するものについて対象になります。ディスプレイも壁等に固定する場合は対象です。
10	太陽光発電とモニターを設置する工事は対象になりますか。	太陽光発電を住宅屋根に設置する場合は対象になります。カーポート等に設置した場合は対象外です。モニターについては住宅に固定する場合は対象になります。

対象工事に関するよくあるお問合せ
 ご不明な点はお問合せください(建築住宅課:82-1166)

No.	質疑	回答
11	太陽光発電を住宅に設置しているが蓄電池を設置する工事は対象になりますか。	蓄電池を住宅の外壁等に固定する場合は対象になりますが、カーポートや物置などの住宅以外に設置する場合は対象外となります。
12	二世帯住宅の場合、親世帯と子世帯でそれぞれ補助金がもらえますか。	二世帯住宅で申請を2戸に分けて取り扱うには以下の全てを満たす必要があります。 ①確認申請の建物用途が共同住宅or長屋になっていること。 ②課税上世帯が分かれていること。 ③住民票上世帯が分かれていること。 ④専用部分の工事の申請とすること。 条件を満たさない場合は、一つの住宅として申請を行ってください。
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		